

会 議 記 録

会議名 決算特別委員会

開催日 令和元年9月26日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時54分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫
関 口 孫一郎 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑
浅 野 貴 之 川 上 均 大 浦 兼 政
古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
青 木 一 男 内 海 まさかず 小久保 かおる
針 谷 育 造 氏 家 晃 入 野 登志子
千 葉 正 弘 白 石 幹 男 永 田 武 志
福 富 善 明 松 本 喜 一 小 堀 良 江
梅 澤 米 満 福 田 裕 司 中 島 克 訓
天 谷 浩 明
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 茂 呂 健 市

事務局職員	事務局長	神 永 和 俊	議事課長	癸生川 亘
	副 主 幹	岩 崎 和 隆	主 査	新 村 亜希子
	主 査	藤 澤 恭 之	主 査	岩 川 成 生

令和元年第4回栃木市議会定例会

決算特別委員会議事日程

令和元年9月26日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度栃木市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

◎開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） 皆さん、おはようございます。きのうに引き続きまして、きょうもよろしくお願いいたします。

開会前に申し上げます。本日広瀬義明委員より会議を欠席する旨の申し出がありましたので、ご報告をいたします。

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第1号～認定第8号の各分科会分科会長報告、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号から日程第8、認定第8号までの認定8件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、8月30日の当委員会においてそれぞれ所管の分科会に送付されたものであります。このほどそれぞれの審査が終了しましたので、各分科会長の報告を求めます。

初めに、総務分科会分科会長、福田裕司委員。

〔総務分科会分科会長 福田裕司君登壇〕

○総務分科会分科会長（福田裕司君） おはようございます。決算特別委員会総務分科会長の福田裕司であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月9日、委員全員の出席のもと開催し、付託された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、歳出についてであります。審査の過程では、2款総務費中、広聴事業費に関し、高校生夢トークに関するファシリテーターの概要を質したのに対し、宇都宮大学の教授及び社会教育委員2名の合計3名の方にファシリテーターをお願いしたものであり、3日間にわたり高校生夢トークの進行役を務めていただいたとの答弁があり、これを受けて、ファシリテーターの人選を質したのに対し、高校生を対象とした事業であるため、教育に精通している宇都宮大学の先生と社会教育事業に携わっている委員の方に事前学習指導も含めてお願いすることとしたとの答弁がありました。

また、コミュニティFM事業費に関し、難聴対策の取り組み状況を質したのに対し、平成30年度は三鴨中継局の出力を1ワットから5ワットに増力するとともに、ギャップフィルラーという難聴の狭いエリアをカバーする小規模アンテナを4カ所整備したところである。これで面的には難聴エリアの全てを解消できたと考えるが、個人宅の立地状況や建物の構造など条件によっては受信しづらい状況も出てくるものと思われるとの答弁がありました。

また、本庁舎エスカレーターリニューアル事業費に関し、工事の内容を質したのに対し、本庁舎のエスカレーターは平成2年から稼働しており、更新時期を迎えていたことから、移動手すり駆動装置の交換や制御装置の交換、またチェーンの交換等を実施した。今回のリニューアル工事により、今後さらに15年程度は稼働できるものと考えているとの答弁がありました。

また、ふるさと応援寄附事業費に関し、本事業に係る決算状況を質したのに対し、ふるさと納税に係る決算額は約6,200万円であり、内訳の主なもの寄附に対する返礼品代である。なお、その他の費用として、臨時職員の賃金やPR費用、インターネットシステム使用料等が含まれている。昨年は約1億3,300万円のふるさと納税の寄附があったが、その半分程度の経費がかかっている状況であるとの答弁があり、これを受けて、ふるさと納税に対する市の考え方を質したのに対し、総務省が示している枠組みの中で制度運用を図っていく考えである。また、寄附者に対する返礼品についても積極的にPRを行い、ふるさと納税の増額につながる取り組みを展開していきたいとの答弁がありました。

次に、9款消防費中、消防ポンプ自動車購入事業費に関し、従来の消防ポンプ自動車に比べ安価なことや狭隘な道路への進入が可能になるなど、小型消防ポンプ自動車の必要性を感じるが、購入する考えはあるのかと質したのに対し、軽自動車に可搬式ポンプを搭載している消防車両が一番小さいタイプである。車両の変更については、これらの有効性も踏まえ、消防団本部会議で意見を聞きながら検討していきたいとの答弁があり、これを受けて、最少の経費で最大の効果を上げることが求められているので、検討していただきたいとの要望がありました。

また、緊急防災情報伝達システム整備事業費に関し、同報系防災行政無線1基当たりの金額を質したのに対し、平成30年度決算では、整備工事費を設置基数で割ると、1基当たりの金額は約558万円となり、これにはシステム全体の改修費用も含まれているとの答弁がありました。

また、現在までの設置数を質したのに対し、同報系防災行政無線については、平成26年度から整備を開始し、5年間で185基を設置する計画となっている。昨年度整備した33基をもって予定していた185基全ての設置が完了したところであるとの答弁がありました。

次に、12款公債費中、市債償還元金に関し、計画どおり返済できたという理解でよいかと質したのに対し、そのとおりである。ただ、利子分については、新規で借り入れたときの利子に少し余裕を見ているため、予算に対して若干低い金額になっているとの答弁がありました。

また、市債償還に対する市の考え方を質したのに対し、公債費については、返済しないとペナル

ティーが科せられるため、償還の優先度はかなり高いものと考えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、歳入についてであります。12款分担金及び負担金中、東北道・北関東道救急業務負担金に関し、負担金の算出方法を質したのに対し、本負担金は高速自動車道における救急業務に関する東日本高速道路株式会社からの支弁金である。これは救急隊1隊の維持費、前年度の高速道路の出動件数及び管内にあるインターチェンジの数をもとに算出されているものであるとの答弁がありました。

また、本市の管轄エリアを質したのに対し、東北自動車道では栃木インターチェンジを起点に上り線が佐野藤岡インターチェンジまで、下り線については鹿沼インターチェンジまでとなっている。また、北関東自動車道では都賀インターチェンジを起点に東行きが壬生インターチェンジまで、西行きについては都賀ジャンクションまでが管轄エリアとなっているとの答弁がありました。

次に、13款使用料及び手数料中、金崎有料駐車場使用料に関し、区画の貸し出し状況を質したのに対し、金崎の有料駐車場については、全部で40区画分の用意があるが、現在13区画分について貸し出しを行っている。残りの区画についてはあいている状況であるとの答弁がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会総務分科会分科会長報告を終わります。以上です。

○委員長（針谷正夫君） 次に、民生分科会分科会長、古沢ちい子委員。

〔民生分科会分科会長 古沢ちい子君登壇〕

○民生分科会分科会長（古沢ちい子君） 決算特別委員会民生分科会長の古沢ちい子であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月10日、委員全員出席のもと開催し、送付された決算の認定5件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、歳出についてであります。審査の過程では、2款総務費中、交通安全対策事業費（栃木）に関し、支出内容を質したのに対し、栃木地区交通安全協会、栃木市交通安全協会連絡会及び交通安全市民大会補助金、また市内6カ所の電光掲示板等電気料を含めた需用費、役務費、使用料等であるとの答弁があり、これを受けて、補助金見直しの対象かと質したのに対し、対象に含まれているとの答弁がありました。

また、消費生活センター運営費に関し、相談の状況を質したのに対し、1,455件の相談があり、架空請求、住宅改修の勧誘に関する相談等があったとの答弁がありました。

また、市民相談事業費に関し、相談の状況を質したのに対し、925件の相談があり、個人的な悩み、契約に関するもの、夫婦間に関するもの等、多種多様な内容であったとの答弁がありました。

また、住民基本台帳ネットワークシステム運営費に関し、前年度決算との違いを質したのに対し、OA機器を再リースとしたため、機器借上料が安くなったとの答弁があり、これを受けて、機器については再リースなど今後さらなる経費削減に努めていただきたいとの要望がありました。

また、個人番号カード交付事業費に関し、事務委任交付金の内容を質したのに対し、前年度分の616万6,000円が含まれている。実質的な平成30年度は1,266万8,000円であるとの答弁があり、これを受けて、個人番号カードの交付数と保有率を質したのに対し、平成30年度の交付枚数は1,899枚である。なお、平成31年3月末時点の交付枚総数は1万4,936枚であり、カード保有率は9.22%であるとの答弁がありました。

次に、3款民生費中、高齢者健康鍼灸マッサージ事業費に関し、事業内容を質したのに対し、満75歳以上を対象に800円の助成券を年度内に6枚交付しているとの答弁があり、これを受けて、対象外となる場合を質したのに対し、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び病院等に入所、入院している方は対象外であるとの答弁がありました。

また、子育て世代応援テレワーク推進事業費に関し、予算流用による委託料増額の理由を質したのに対し、教材費等が見込みより高額になり、事業費に予算不足が生じたことから予算流用により69万6,000円を増額したとの答弁があり、さらに受講者が離脱した県や市の対応について質疑応答がありました。これを受けて、この件に関して確認事項が多数あるため、民生常任委員研究会を開催していただきたいとの要望がありました。

また、地域支え合い活動スタートアップ事業費に関し、事業内容を質したのに対し、自治会が行う地域の支え合い事業に5万円を限度として助成する制度であり、6自治会が活用したとの答弁があり、これを受けて今後の取り組みを質したのに対し、継続的な啓発等が必要であり、自治会連合会との連携を強化しながらさらに広めていきたいとの答弁がありました。

また、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費に関し、事業の実績を質したのに対し、一般社団法人あったかネットとちぎに委託し、住まいの確保やホームヘルプサービス等の調整を行った。11家族から相談を受け、7家族の住まいの確保ができた。残る4家族については、引き続き相談対応を継続しているとの答弁があり、これを受けて家賃補助の有無を質したのに対し、住まいを確保することが事業の目的であり、家賃補助はないとの答弁がありました。

また、保育所費に関し、保育士の人数を質したのに対し、平成31年4月1日現在、正規保育士が99名、嘱託保育士が78名、臨時保育士が51名であるとの答弁があり、これを受けて嘱託、臨時保育士の処遇を質したのに対し、担任の有無や負担の大きさ等に差があるにもかかわらず、処遇が同一であることに対しての意見が寄せられている。来年度の会計年度任用職員制度の実施に当たっては、勤務実態に合った処遇となるよう職員課に提案しているとの答弁がありました。

また、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費に関し、委託料の支出内容を質したのに対し、旧下都賀病院北病棟増築分の解体設計費の318万4,000円であるとの答弁があり、これを受けて、事

業の進行状況を質したのに対し、現在基本設計と実施設計を進めているとの答弁がありました。

また、生活保護費支給費に関し、対象世帯数と前年との比較を質したのに対し、平成31年4月1日現在、1,140世帯、1,436人が受給しており、保護率は9.18パーミルである。平成30年4月1日の保護率は9.42パーミルであることから、保護世帯数は減少しているとの答弁があり、これを受けて、生活保護世帯への自立支援を質したのに対し、ハローワーク等を活用した就労支援やほかの支援制度の活用を奨励したとの答弁がありました。

次に、4款衛生費中、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金に関し、貸し付けの継続を質したのに対し、とちぎメディカルセンターは患者数も増加しており、経営も安定しつつあるが、今年度末から借入金の返済が開始されることから、今後も市の支援が必要と考える。貸し付けの継続に関しては、経営状況を確認しながら検討していくとの答弁がありました。

また、医療用ウィッグ購入費補助金に関し、申請件数を質したのに対し、70件の申請があり、男性1名、女性69名であったとの答弁があり、これを受けて、医療機関との連携を質したのに対し、医療機関との連携は重要であり、平成29年度において医療機関に周知したところであるが、今年度も周知を図っていききたいとの答弁がありました。

また、狂犬病予防事業費に関し、予防接種の実績を質したのに対し、5,549頭に実施したとの答弁があり、これを受けて、1頭当たりの接種費用を質したのに対し、接種料が2,950円、接種済票の交付が550円であり、合計3,500円であるとの答弁がありました。

次に、10款教育費中、幼稚園等子育て応援事業費、幼児教育障がい児等支援事業費、幼稚園就園奨励費補助事業費、幼児教育振興助成事業費に関し、保育料無償化後も予算措置される事業費を質したのに対し、4事業のうち幼稚園就園奨励費補助事業費を除いた3事業費は、今後も措置されるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、歳入についてであります。13款使用料及び手数料中、戸籍住民基本台帳手数料に関し、コンビニ交付手数料の内訳を質したのに対し、コンビニ交付手数料1通当たり180円のうち115円は委託料として支払っており、残りの65円が市の収入になるとの答弁があり、これを受けて、委託料の支払い先を質したのに対し、コンビニ交付システムを取りまとめているJ-LISに支払っているとの答弁があり、さらにこれを受けて、他自治体のコンビニ交付の実施状況を質したのに対し、近隣市においても本市と同様にコンビニ交付を行っているところが多いとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第2号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、国民健康保険税に関し、徴収率を質したのに対し、現年分が88.6%、滞納繰越分が16.4%であり、全体では68.2%であるとの答弁があり、これを受けて、徴収率を上げるための取り組みを質したのに対し、全庁的な取り組みとして債権回収対策本部を毎年度立ち上げ、庁内の連携を図りながら徴収率の向上に努めている。今後も税務サイドと連携をとり、収納率の向上

に努めたいとの答弁がありました。さらにこれを受けて、差し押さえの実施状況を質したのに対し、平成30年度については304件実施し、約3,100万円徴収した。主に預貯金の差し押さえであったとの答弁がありました。

また、国民健康保険事業費納付金に関し、補正額の内容を質したのに対し、当初に提示された事業費納付金の見込み額と実際に納付した金額の差額であり、翌年度に繰り越されるとの答弁があり、これを受けて、国保税は高額で納めきれない実態がある。収入未済額は増加し、不納欠損額は減少しない状況である。納付できる国保税額にしていただきたいとの要望がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第3号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、後期高齢者医療保険料に関し、軽減特例措置の内容を質したのに対し、平成30年度から低所得者に対する所得割の軽減措置は廃止された。また、元被扶養者に対する均等割の軽減措置は、7割軽減から5割軽減に見直され、軽減期間についても本年度以降は最大2年間に短縮される予定であるとの答弁があり、これを受けて、保険料滞納者へのペナルティーを質したのに対し、被保険者証が短期被保険者証になるが、医療機関は通常どおり受診できるとの答弁がありました。

次に、認定第4号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、地域密着型介護サービス給付費に関し、24時間定期巡回訪問介護看護事業の状況を質したのに対し、平成30年4月時点の利用人員が10名、介護報酬の額は月間123万2,330円であったが、平成31年3月時点では利用人員が20名、介護報酬の額は246万7,784円となり、事業は順調に拡大しているとの答弁があり、これを受けて、深夜の訪問状況を質したのに対し、要介護度が高く、手厚い介護が必要なケースは今のところ生じていない。しかし、深夜に1人または2人で巡回するに当たっては、対応が難しい部分もある。鍵を預かっているケースもあり、事業所の状況をよく確認しながら対応していきたいとの答弁がありました。

また、介護保険料に関し、平成29年度決算との比較を質したのに対し、対象人員の増加や収納率の上昇から約3億円の増収となったとの答弁があり、これを受けて、未納者に対するペナルティーを質したのに対し、長期間未納の場合は現物給付から償還払いに切りかえる。また、未納期間が2年以上経過し、時効となった保険料がある場合は、負担割合の変更を行うとの答弁があり、さらにこれを受けて、そのような事例はあるのかと質したのに対し、大変残念ではあるが、そのような事例が増えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第5号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。本案については質疑がありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会民生分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷正夫君） 次に、産業教育分科会分科会長、坂東一敏委員。

〔産業教育分科会分科会長 坂東一敏君登壇〕

○産業教育分科会分科会長（坂東一敏君） 決算特別委員会産業教育分科会会長の坂東一敏であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月11日、委員全員の出席のもと開催し、送付された決算の認定2件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、歳出についてであります。審査の過程では、6款農林水産業費中、新規就農支援事業費に関し、補助金の交付件数を質したのに対し、市の単独補助事業である新規就農サポート事業費補助金が7名、国の補助事業である青年就農補助金が16経営体、19名であるとの答弁がありました。

次に、7款商工費中、宇都宮西中核工業団地事務組合負担金に関し、法定負担金の積算根拠を質したのに対し、宇都宮西中核工業団地は栃木市と鹿沼市で一部事務組合をつくり、下水道や汚水処理、上水道、工業用水等の管理を行っている。両市の面積割、均等割、排水使用量の割合により、負担金を算出しているとの答弁がありました。

次に、10款教育費中、小学校就学援助事業費及び中学校就学援助事業費に関し、前年度からの受給者数の増減を質したのに対し、平成29年度は小学校は489名、中学校は281名、平成30年度は小学校561名、中学校319名であり、増加しているとの答弁がありました。

また、外国人児童生徒指導事業費に関し、日本語指導員の人数を質したのに対し、2名雇用している。栃木中央小と大平中央小に配置しているとの答弁がありました。

次に、歳入についてであります。道の駅みかも自動販売機設置収入及び道の駅にしかた自動販売機設置収入に関し、両施設の収入額がほぼ同額なことをどのように評価するかと質したのに対し、自動販売機の設置台数や利用者数など条件はいろいろあるが、特に関連性はないと思うとの答弁がありました。これを受けて、道の駅にしかたの自動販売機の設置台数は、道の駅みかもに比べて多過ぎて、利用者が店舗へ来場する機会を奪っていると考えるので、このことを経営に生かしていただきたいとの要望がありました。

次に、認定第6号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、千塚町上川原産業団地造成事業費に関し、産業団地の分譲率を質したのに対し、現在までに11企業の契約が済んでおり、残りの土地は25%である。現在5社との商談を進めており、12月議会にも議案の上程を予定している。現在の分譲率は75%であるが、今年度中に完売を目指したいとの答弁がありました。

また、同事業に関し、自然環境モニタリング調査は、5年間行うかと質したのに対し、平成26年から平成29年までモニタリング調査を行い、事業完了から3年間は事後調査を行うことになる。来年が最終年となるが、調査結果の報告を行い、開発による自然環境への大きな影響がないことを検

討委員が確認し、終了となるとの答弁がありました。

以上、当分科会審査の概要を申し上げ、決算特別委員会産業教育分科会長報告を終わりにいたします。

○委員長（針谷正夫君） 次に、建設分科会分科会長、青木一男委員。

〔建設分科会分科会長 青木一男君登壇〕

○建設分科会分科会長（青木一男君） 決算特別委員会建設分科会長の青木一男であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月12日、委員全員の出席のもと開催し、送付された平成30年度決算3件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、歳出各款ごとの質疑であります。審査の過程では、8款土木費中、生活道路舗装補修事業費に関し、補修箇所数と距離を質したのに対し、32カ所で約10キロメートルであるとの答弁があり、これを受けて、申し込み状況と実施状況を質したのに対し、要望の申し込み件数は62件である。そのうち20カ所で実施し、実施割合は3割程度であるとの答弁があり、さらにこれを受けて、優先順位はどのようにつけているのかと質したのに対し、要望の多い箇所を精査し、未舗装の道路や通学路などを優先的に実施している。また、ふれあいトークなどの要望も考慮しているところであるとの答弁がありました。

また、あったか住まいのバンク事業費に関し、昨年度実施したD I Y事業は大変好評と聞いているが、今年度も実施するのかと質したのに対し、昨年度は国の補助金を活用し事業を実施した。今年度については、国の補助金がつかないため、市の単独費になるが、D I Yに協力いただける住宅が見つかり次第、実施していくとの答弁がありました。

また、市営住宅共通管理費に関し、不動産賃借料の今後の見通しを質したのに対し、賃借料については、契約の見直しを3年に1度行っており、今年度からの3年度分については、昨年度中に土地所有者と交渉し、若干下げさせていただいた。前年度分と今年度分の差額で総額260万円程度減額となったが、今後も土地の状況を確認しながら土地所有者と粘り強く交渉し、3年に1度の交渉の際にはなるべく減額していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、片柳市営住宅解体事業費に関し、解体を行った業者数を質したのに対し、8者で一般競争入札を行い、落札されたことで実施業者は1者になるとの答弁があり、これを受けて、価格の妥当性を質したのに対し、解体工事には県の事業も絡んでおり、歳入のほうで県からほぼ満額の補助があり、県と連携して事業を実施したことからも価格は妥当だと考えているとの答弁がありました。

次に、歳入についてであります。13款使用料及び手数料中、市営住宅使用料滞納繰越分に関し、現在の滞納繰越状況を質したのに対し、128名で6,000万円ほどになるとの答弁があり、これを受け

て、市内の不動産業者と市営住宅の管理の件で提携しているが、使用料の徴収業務についても提携業者が行っているのかと質したのに対し、市営住宅の管理は一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センターに指定管理者業務で委託しているが、その業務の中で滞納整理に関することも行っているとの答弁があり、さらにこれを受けて、真面目に使用料を支払っている人のためにも、今後とも滞納整理業務をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第7号 平成30年度栃木市水道事業会計歳入歳出決算の認定について及び認定第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。両案については質疑がありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会建設分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷正夫君） 以上で各分科会長の報告は終わりました。

ただいまから各分科会の分科会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようでありますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石幹男委員。

〔白石幹男委員登壇〕

○委員（白石幹男君） 17番議員、日本共産党栃木市議団の白石幹男でございます。私は、認定第1号、第2号、第3号、第4号の各会計歳入歳出決算について反対の立場で討論を行います。

今回初めて決算特別委員会が設置され、昨日会派代表質疑が行われました。各会派がそれぞれの立場から総体的な視点に立ち、決算における問題点、課題をただしたことは、大いに意義があるものであったと思います。執行部においては、今回の議論で明らかになった問題点、課題を解決すべく、来年度予算編成に当たっていただくことを求めていると思います。

まず最初に、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。安倍自公政権のもとで格差が拡大し、貧困が悪化しました。大企業や富裕層の利益が大きく増える一方で、実質賃金は年額16万円も低下し、家計消費は22万円も落ち込んでいるのであります。また、富裕層300人の株式資産が9兆円から25兆円に増える一方で、金融資産を持たない世帯が400万世帯も増加しているのであります。このように格差と貧困が増大する中で栃木市政にはいかにして市民の暮らしと営業を守るのかが問われているのであります。国保税は大幅に引き下げが可能であったにもかかわらず、引き下げを行わず、一方で介護保険料は基準値で月額500円アップを強いるなど、市民の暮らしを守る立場に立っていないと言わざるを得ません。

さて、平成30年度の一般会計歳入歳出決算を見ますと、歳入が635億4,414万9,486円、歳出が605億

721万7,298円で、実質収支は26億7,092円の黒字となったところであります。主な要因として普通建設事業費が大幅に減額になったことが挙げられます。これは裏を返せば、大型公共事業を見直しすれば、市民の暮らしを守る財源が確保できることを物語っているのであります。大型公共事業、ハード事業は見直し、喫緊の課題である少子化対策や高齢者対策、市民生活に直結した事業に予算を振り向けるべきだということを訴えておきたいと思っております。

何点か問題点を指摘しておきたいと思っております。まず、総合支所の縮小の問題であります。平成28年度に組織機構の見直しで大幅に総合支所機能が縮小され、総合支所の名に値しないものとなっており、市民サービスを向上させるためにも総合支所機能の強化を求めておきたいと思っております。

マイナンバー制度の問題では、個人番号カードの発行が、依然として人口の1割にも満たないものになっております。市民にとって必要のないものであり、税金の無駄遣いであり、国に対し廃止を求めるべきであります。

人権同和対策については、政府は歴史に逆行して部落差別解消推進法を成立させましたが、社会問題としての部落問題は基本的に解決しているものであり、同和対策に特化した人権同和対策はやめるべきであります。

子供の貧困対策、少子化対策、子育て支援は喫緊の課題であります。学校給食費の負担軽減、就学援助の拡充、こども医療費助成の年齢拡大を求めておきたいと思っております。

保育の問題では、規制緩和により保育条件や保育環境などの保育の質の低下も顕在化しております。市の責任で保育の質を確保することを求めておきたいと思っております。また、非正規保育士の問題も深刻であります。非正規保育士の正規化を進めるとともに、さらなる処遇改善の実施を求めておきたいと思っております。

産業政策では、産業団地を造成し、企業呼び込み型の政策に固執しておりますが、人口減少時代にあって有効な政策とは思えません。企業立地奨励金は見直すべきであります。

地域経済の活性化のためには、地域資源を生かした地域内経済循環型に転換すべきであることを訴えておきたいと思っております。

以上の点を指摘して一般会計に対する反対討論といたします。

次に、認定第2号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国民健康保険については、国保税が高くて払うのが非常に大変だ、国保税を引き下げてほしいというのが市民の声であります。ところが、この市民の願いに応えるどころか、この間平成27年度と平成29年度、2回にわたり国保税の大幅な引き上げを行いました。市民の願いに逆行するものと言わざるを得ません。

なぜ払い切れないほどの高い国保税になってしまったのかといいますと、1984年に政府は国保法を改定し、国保への定率国庫負担を削減しました。これを皮切りに政府が国庫負担を減らし続けてきたことにあります。国保の加入者の貧困化、高齢化が進む中で国保財政は危機的状況であります。

国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。全国知事会は協会けんぽ並みの保険税に引き下げのために、1兆円の公費投入を政府に要望しております。市としても引き続き国に対し国庫負担の増額を求めていくとともに、法定外繰り入れをし、市民負担を軽減すべきであることを訴えておきたいと思っております。

さて、平成30年度は国民健康保険制度が大きく変わり、国保の運営主体が都道府県単位になりました。当初県から示された国保事業費納付金は55億円でありましたが、最終的には48億3,500万円ほどに修正されました。しかし、そのとき予算を修正せず、そのまま55億円を予算計上しました。その結果、今回の決算を見ますと、財政調整基金は9億7,900万円ほど積み増しし、12億7,900万円にも上っております。本来ならば国保事業費納付金にあわせて国保税を引き下げるべきであったことを指摘しておきたいと思っております。

また、滞納者に対する事実上の保険証の取り上げとなる資格証明書発行の問題であります。保険税を払えない人が医療費を全額負担できるはずもなく、診療の抑制や中断をせざるを得ません。人道的立場からも資格証明書の発行はやめるべきだということを強く求めておきたいと思っております。

以上の点から国民健康保険特別会計歳入歳出決算に反対するものであります。

次に、認定3号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。この後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける世界的にも例のない悪法であります。2008年の制度導入以来、4回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっているものであります。高齢者に際限のない保険料値上げを押しつけ、負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するかを迫るという制度は廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきであります。国の制度であり、自治体としては対応せざるを得ませんが、世界的にも前例のない高齢者いじめの制度は廃止する以外にありません。国に対しきっぱり廃止を決断させる意味で、この決算に反対するものであります。

最後に、認定4号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。平成30年度は3年に1度の保険料の見直しの年に当たり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、基準値で月額500円の値上げで月額5,600円、年額で6万7,200円となり、年間6,000円もの引き上げとなりました。消費税増税とアベノミクスで物価をつり上げながら、年金は減らし続けるという悪政の中で、高齢者を取り巻く状況は厳しいものがあり、これまで以上の負担増は許されるものではありません。

一方、安倍政権は国民に負担増と給付減を押しつける改悪を強行してきました。総合事業導入による要支援者の保険給付外しや特養ホームの入所を要介護3以上に限定するなど介護サービスを削減する一方で、利用者への負担増を押しつけてきました。医療介護総合法により、2015年8月から所得160万円以上の人の利用料が1割から2割負担へと引き上げられ、さらに地域包括ケア強化法

により、昨年8月からは年金収入340万円以上の人の利用料が3割負担に引き上げられたのであります。年金は年々目減りする中で、介護保険料の引き上げ、その上介護サービスは負担増と給付減という状況であり、これでは保険あって介護なしと言わざるを得ません。介護切り捨ての改悪をやめさせ、現役世代も高齢者も安心できる介護保険制度への転換を求めて、私の討論といたします。

○委員長（針谷正夫君） 内海まさかず委員。

〔内海まさかず委員登壇〕

○委員（内海まさかず君） 私は、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算について反対の立場から討論を行います。

昨年度の事業で特に気になる事業をここで指摘しておきます。まず第1に、2款総務費中、土地開発公社運営交付金です。昨年度はオリン晃電社問題で大きな進展がありましたが、最高裁判決が出て、市の勝訴となりました。しかし、賠償金は払われていません。賠償金を払わない石橋元副市長宅に請求にも行かないという行政のあり方、栃木市のあり方が明らかになりました。我々が税金を滞納すると、我々がいる時間を狙って押しかけてくるのにです。この対応の差はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

そして、同じ第2款の中では証明書コンビニ交付システム事業費に関して、これは議論の中で20万円の利益を得る、稼ぎを得るために960万円使っています。便利かもしれませんが、費用がかかり過ぎます。実態は受益者は少なく、受益者に対する負担は軽くなっています。申しわけないのですが、日曜の夜に住民票をとりに行くのを少し我慢してほしい。そして、その費用をほかのところに回させてほしいというのが私の個人的な感想です。

3款民生費の中では子育て世代応援テレワーク推進事業、これは決算の中でも非常に問題になった部分なのですが、そして勉強会を開くという事態にもなりましたが、地域おこし協力隊を甘い言葉で募集しておいて、栃木市は言ったことは行っておらず、市がブラック企業ばりのことを行っていたということが判明しました。そして、その事業がうまくいかないのは、協力隊のせいだと犠牲者に責任を押しつけているという実態も明らかになってきています。これは本当、こういうことをやらせてはだめだと思います。栃木市はちゃんと見直さなければならない。

そして、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費、これも大変な問題を抱えていますが、端的に言えば事業計画もないまま事業が進んで、なぜだか建設費だけは決まっていると、異常事態で物が進んでいたということです。

そして、また6款として農林水産業費、道の駅みかも管理運営費、レジ機器等借りに30万円税金を使っています。道の駅にしかた売り上げ管理システム800万円、冷蔵ショーケースに150万円使っています。観光農園いわふね支援事業においても、これは昨年度修正をかけたものなのですが、税金の使い方、民間企業と負担がなっていない。民間企業の経費を我々の税金で払う必要は全くありません。

このような問題がある平成30年度の一般会計の決算には、私は反対いたします。

そして、認定第3号ですけれども、栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、この後期高齢者医療制度というものは、医療費のかかる後期高齢者を別枠にして、他の被保険者からの負担も求めています。この負担に耐えかねて解散する保険者、保険団体が出てきました。今まで反対があったため、高齢者に対して差別的な医療は実施されていませんが、それができる構造となっています。年をとったからといって今まで受けてきた医療が受けられなくなるようなそういう制度のつくりになっていますので、これは反対し続けなければならないと思います。という意味でこの認定第3号にも反対いたします。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようでありますので、これをもちまして討論を終了いたします。

ただいまから各案件について順次採決を行います。

初めに、認定第1号 平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子
大谷好一 坂東一敏 青木一男 小久保かおる 氏家 晃
入野登志子 千葉正弘 永田武志 福富善明 関口孫一郎
松本喜一 小堀良江 梅澤米満 福田裕司 中島克訓
天谷浩明

反 対 川上 均 内海まさかず 針谷育造 白石幹男

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子
大谷好一 坂東一敏 青木一男 内海まさかず 小久保かおる
針谷育造 氏家 晃 入野登志子 千葉正弘 永田武志
福富善明 関口孫一郎 松本喜一 小堀良江 梅澤米満
福田裕司 中島克訓 天谷浩明

反 対 川上 均 白石幹男

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

賛 成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	小久保かおる	氏家 晃
	入野登志子	千葉正弘	永田武志	福富善明	関口孫一郎
	松本喜一	小堀良江	梅澤米満	福田裕司	中島克訓
	天谷浩明				
反 対	川上 均	内海まさかず	針谷育造	白石幹男	

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

賛 成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	内海まさかず	小久保かおる
	針谷育造	氏家 晃	入野登志子	千葉正弘	永田武志
	福富善明	関口孫一郎	松本喜一	小堀良江	梅澤米満
	福田裕司	中島克訓	天谷浩明		
反 対	川上 均	白石幹男			

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号から第8号までの認定4件を一括して採決いたします。

各決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして決算特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時54分)